

(9) 責任ある経営体制の確立のための方策

①金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念

当社では、グループ収益力の向上と財務体質の強化を図り、株主価値の向上を実現していくため、経営理念を以下の通り定めております。

- ・お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。
- ・事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。
- ・勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

また、役職員の業務全般に亘る行動指針である「行動規範」を定め、役職員がこれらに基づいた企業活動を遂行すること、及び当社・当行の「ビジネス・エシックス(企業倫理)」の遵守を通じて、健全経営の堅持、株主価値の永続的な向上、社会の健全な発展への貢献等の実現に努めてまいります。

②C S Rへの取り組み等

当社では、18年4月に、当社グループ全体でのC S R活動を企画するとともに対外的な窓口機能を担う部署として、企画部内にグループC S R室を設置しており、グループ全体のC S R活動を一層強化してまいります。

なお、当行は、昨年 12 月、公正取引委員会より、法人のお客さま向けの金利スワップの販売方法について、独占禁止法第 19 条に定める不公正な取引方法の一類型である優越的地位の濫用に該当する行為が複数認められたとして、同法第 48 条に基づく勧告を受け、これを応諾し審決を受けております。また、4 月には金融庁より、法人営業部における金利スワップの販売態勢に関し、銀行法第 26 条第 1 項に基づく行政処分（業務停止命令並びに業務改善命令）を受けております。

審決ならびに業務停止命令、業務改善命令につきましては、これを真摯に受け止め、法令遵守のための諸施策をあらためて徹底するなど再発防止を図るとともに、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

以 上